

## ○福島地方水道用水供給企業団職員給与規程

〔昭和60年11月1日  
管理規程第10号〕

**改正** 昭和60年12月27日管理規程第15号  
平成元年3月24日管理規程第1号  
平成5年3月17日管理規程第1号  
平成13年3月15日管理規程第3号  
平成19年4月1日管理規程第5号  
平成24年3月29日管理規程第1号

昭和61年12月22日管理規程第2号  
平成4年3月17日管理規程第1号  
平成10年3月11日管理規程第1号  
平成16年10月30日管理規程第3号  
平成20年4月1日管理規程第3号

（趣旨）

**第1条** この規程は、福島地方水道用水供給企業団職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和60年条例第7号）に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（種類、基準、支給方法等）

**第2条** 前条の職員の給与については、福島市水道局企業職員の給与の例による。ただし、伊達市からの派遣職員の給与のうち、伊達市の定めのあるものについては、伊達市職員の給与の例による。

2 寒冷地手当及び特殊勤務手当の支給に関して必要な事項は、企業長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及び職員の職の格付については、福島市水道局企業職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（昭和39年福島市水管規程第7号）別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、当分の間、附則別表第1及び附則別表第2のとおりとする。

**附 則**（平成24年3月29日管理規程第1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則別表第1

級 別 標 準 職 務 表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	1 主事の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
2 級	1 副主査の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
3 級	1 係長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
4 級	1 困難な業務を分掌する係長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
5 級	1 課長補佐の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
6 級	1 課長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
7 級	1 次長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
8 級	1 事務局長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務

附則別表第2

職 の 格 付 表

係員職	上 級 係員職	係 長 相当職	課長補佐 相 当 職	課 長 相当職	次 長 相当職	事務局長 相 当 職
主 事 技 師	副主査 副技査	係 長 検査員 主 査 技 査	課長補佐 主任検査員 主任主査 主任技査	課 長 主 幹	次 長 参 事	事務局長 参 与

**附 則**（昭和60年12月27日管理規程第15号）

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和61年12月22日管理規程第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の附則別表第1及び附則別表第2の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

（職務の級への切替え、号給の切替え等）

- 1 昭和61年4月1日における改正後の規程による職務の級への切替え、号給の切替え等については、福島市水道局企業職員の職務の級の切替え、号給の切替え等の例による。

**附 則**（平成元年3月24日管理規程第1号）

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

**附 則**（平成4年3月17日管理規程第1号）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則**（平成5年3月17日管理規程第1号）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**（平成10年3月11日管理規程第1号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**（平成13年3月15日管理規程第3号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**（平成16年10月30日管理規程第3号）

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

**附 則**（平成19年4月1日管理規程第5号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年4月1日管理規程第3号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。